



社保審福祉部会が開催 ～社会福祉充実残額の計算式などを検討～

◆8月2日、第18回の社会保障審議会福祉部会（部会長：田中滋慶大名誉教授）が開催され、社会福祉充実残額の算定式等について議論されました。またこれに先立って、6月21日には第3回、7月13日には第4回の「社会福祉法人の財務規律に係る検討会」が開催され、控除対象財産や社会福祉充実計画について検討されました。なお、同検討会における個別データ等の資料は非公開で、厚労省HPにも詳細な資料は掲載されていません。

社保審福祉部会では、社会福祉充実残額の計算方法について具体的な議論が行われ、純資産額から基本金・国庫補助金等特別積立金を控除した額をベースとして、ここから控除する「控除対象財産」として、

- ① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等
- ② 再生産に必要な財産
- ③ 必要な運転資金

を挙げています。

①については財産目録等によって事業用財産を特定し、負債・基本金・国庫補助金等特別積立金との重複部分について調整します。また②については補助金や融資の活用を考慮した算出基準を適用し、③については事業未収金の額や入金金のタイムラグを考慮することとしています。

《社保審福祉部会における検討内容》

- 社会福祉法人改革の施行スケジュールについて
- 「社会福祉充実残額」の有効活用について
- 「社会福祉充実計画」の策定と
地域協議会の運営について
- 社会福祉法人会計監査円滑実施協議会について

また②の検討にあたって、減価償却累計額を超える建設費高騰や補助率変動に対応するための自己資金の確保が必要とされていますが、これによって控除対象財産額が増加することが期待される一方で、施設整備補助金制度の今後の変化が懸念される材料にもなっています。

③の検討にあたっては、介護保険事業等については3か月分、措置施設や保育所については1か月分の運営資金を対象とするとされていますが、実際には措置施設や保育所において未収補助金が多額に計上されているケースも多く、また制度変更等による当座資金確保の必要性も否定できず、このあたりの整合性をどうとるか、注目されるところです。

社保審福祉部会の資料は、厚労省HPに掲載されていますので、ぜひダウンロードしてご確認ください。

（参考：厚労省HP）

平成28年度人事院勧告

～平均+0.17%、賞与は+0.1ヶ月～

◆8月8日、本年度の人事院勧告が発表されました。月例給は平均0.17%のプラス勧告で、期末・勤勉手当もプラス0.1ヶ月の年間4.3ヶ月となりました。平成26年度勧告から月例給も期末・勤勉手当も3年連続のプラス勧告という結果になりました。また、行政職（一）の平均年間給与額としては0.8%増で、額にして約51,000円の増額となっており、これによって年間平均給与額が6,726,000円となりました。

人事院勧告は、民間の給与水準を調査したうえで国家公務員の給与額に反映させるための手続きで、毎年8月に内閣に対して勧告が行われますが、ほぼ勧告の内容に従って実施されます。また勧告の内容は、その年度の4月に遡って改定されます。

社会福祉施設の現場においては、措置費や子ども・子育て支援新制度における公定価格の件費積算にあたっての根拠とされるため、例年秋ごろに人事院勧告を適用して算出される「遡及改正単価」が示され、これに基づいて4月に遡った調整が行われるのが通例です。特に保育所制度においては処遇改善等加算賃金改善要件分の算定に大きな影響を及ぼすため、補正予算作成時の重要な要素となりますので、今後の遡及改正単価の公表には、十分に注目のうえ留意する必要があります。今後の情報にご注目ください。

（参考：人事院HP）

特養の設置要件緩和

～民間からの貸与で設置可能に～

◆安倍政権の掲げている「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日）で示された、介護施設の整備促進について、厚労省は7月27日に、特別養護老人ホームが不足している都市部での設置要件を緩和する通知を発出しました。

通知は「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」で、社会・援護局長と老健局長の連名通知です。

緩和のための必要要件は次のとおりで、これらを満たすことを条件に、すべての不動産を国・自治体以外の者からの貸与で実施することが可能になります。

（参考：厚労省HP／朝日新聞ほか）

《緩和要件(概略)》

- (1) 都市部地域であること。
- (2) 入所施設を運営する既設の社福であること。
- (3) 当該特養の建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設定員の合計数が、当該社福が設置する全入所施設定員の合計数の2分の1を超えないこと。
- (4) 当該特養が設置される都道府県において、既に当該社福が他の特養を運営していること。等